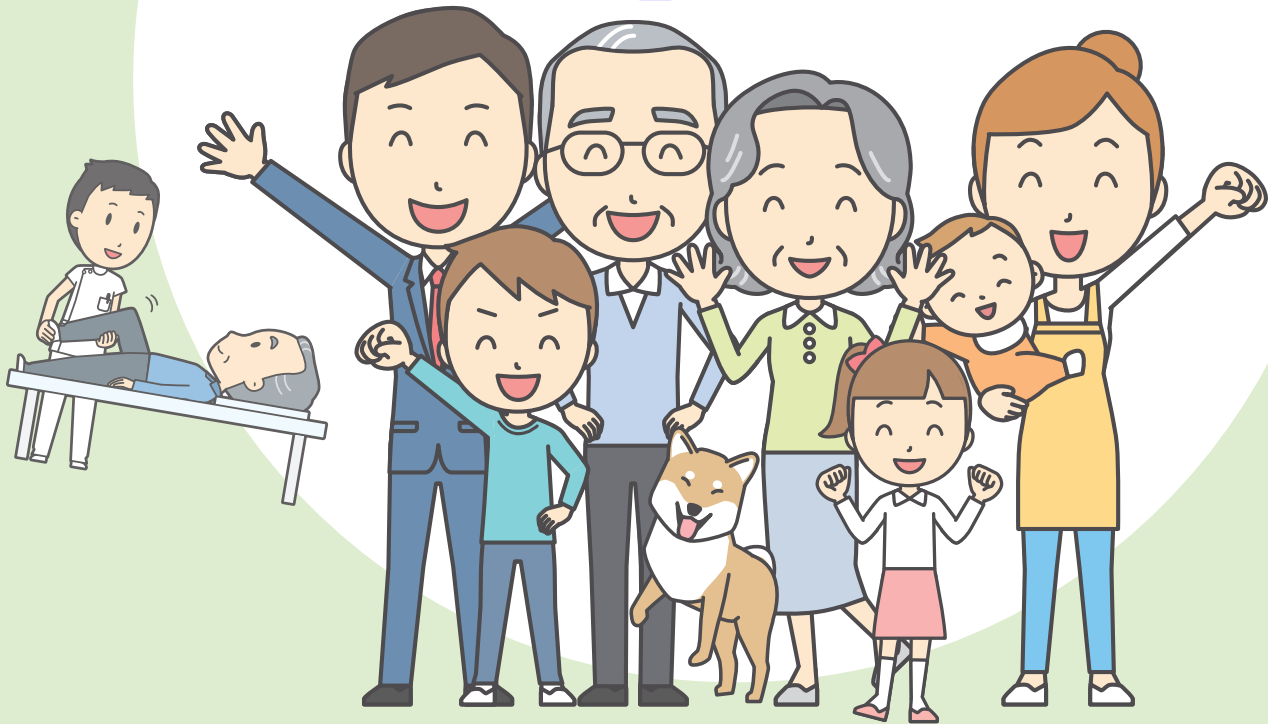




ごせんの 介護保険

令和6年度～令和8年度版



目次

- 1 介護保険制度の目的……………P 2
- 2 フレイル予防に取り組み、健康寿命を延ばしましょう……………P 4
- 3 介護サービスを利用するには……………P 6
- 4 介護予防のサービス（介護予防・日常生活支援総合事業）……………P 10
- 5 在宅での介護を支援します（居宅介護支援事業所・ケアマネジャー）……………P 12
- 6 介護保険サービスの種類と内容
 - 自宅に訪問してもらい受けるサービス……………P 13
 - 施設等に通って利用するサービス……………P 14
 - 短期間、施設に入所するサービス
 - 通い・訪問・泊まりを同じ施設で組み合わせて利用するサービス……………P 15
 - 施設や専用住宅に入所して利用するサービス
 - 生活する環境を整えるサービス……………P 16
- 7 介護保険外のサービスや施設……………P 17
- 8 介護保険料……………P 18
- 9 地域包括支援センターのご案内……………P 20

お問い合わせ先

五泉市高齢福祉課 村松支所福祉係
 ☎ 0250-43-3911 ☎ 0250-58-7181
 ✉ kourei@city.gosen.lg.jp ✉ t-fukushi@city.gosen.lg.jp

ずっと五泉。～次の一歩を、ともに未来へ～



五泉市



QRコードからこのパンフレットが掲載された▲市のホームページへアクセスできます



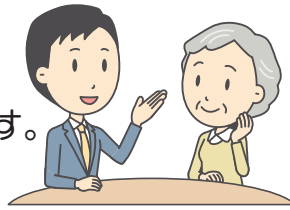
介護保険制度の目的は「自立支援」です

- みなさんひとりひとりが元気なうちから介護予防に取り組み、お互いが地域の支えあいの担い手となることで、高齢者が住み慣れた地域で活躍し健康で安心して暮らせるまちづくりを実現しましょう。
- 介護が必要な状態になってもできる限り自立した日常生活を営むことができるように、必要なサービスを活用しましょう。
- 40歳以上の方が保険料を納め、介護が必要になったときに、費用の一部を支払って介護サービスを利用します。

五泉市（保険者）

介護保険制度を運営します。

- 要介護認定を行います。
- 被保険者証等を交付します。
- 介護サービスを確保・整備します。
- 事業者の指導を行います。



保険料の納付
要介護認定の申請

被保険者証等の交付
要介護認定

連携

地域包括支援センター

地域の総合的な相談の拠点です。

- 介護予防ケアマネジメント
- 相談・支援
- 虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援



介護報酬の支払い
指導・監督

連携

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供しています。



サービスの提供

利用者負担の支

介護保険の加入者（被保険者）



介護や支援が必要と認められたら、
介護保険のサービスを利用することができます。

65歳以上の人（第1号被保険者）

- 支援や介護が必要になった場合に、その理由にかかわらず要介護認定を受けてサービスを利用することができます。
- 介護保険料を、直接支払うか年金からの天引きにより五泉市(保険者)に納めます。

40歳から64歳の人（第2号被保険者）

- 16種類の特定疾病が原因で支援や介護が必要になった場合に、要介護認定を受けてサービスを利用することができます。

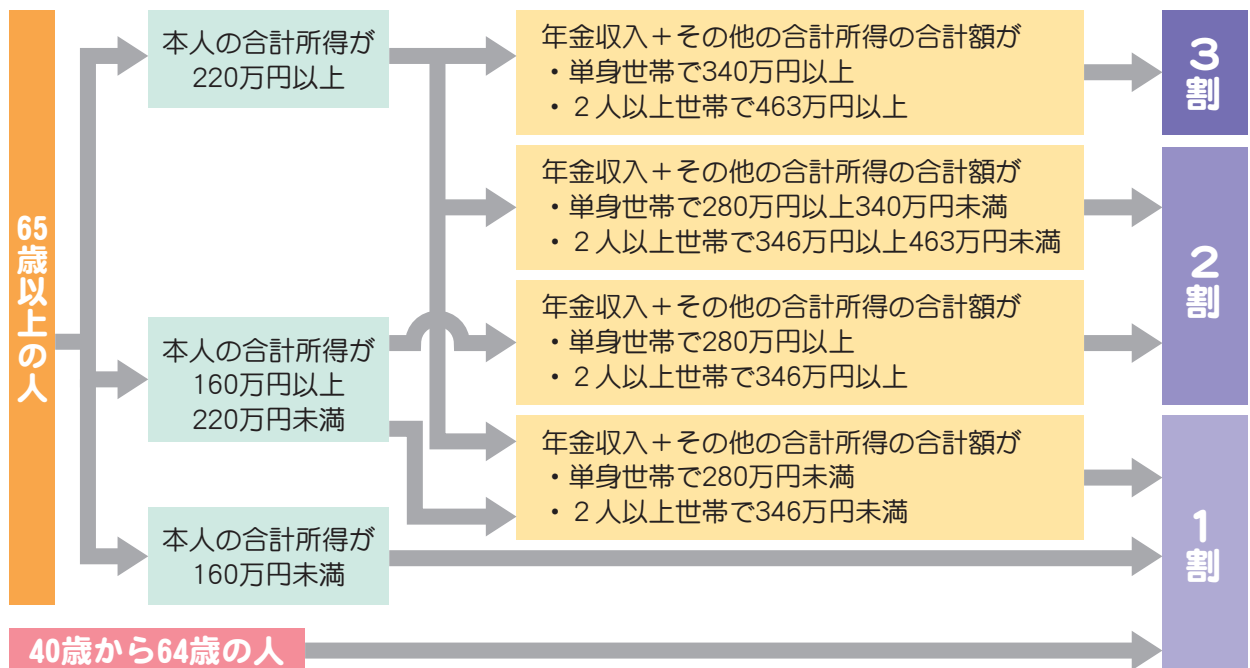
特定疾病

- がん ※医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 関節リウマチ
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統委縮症
- 筋委縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症

- 介護保険料は、加入している医療保険ごとに決まり、医療保険料と一括して納めます。

サービスを利用した際に、費用の一部を負担します。

所得の状況等に応じて、費用の1割～3割を利用者が負担します。

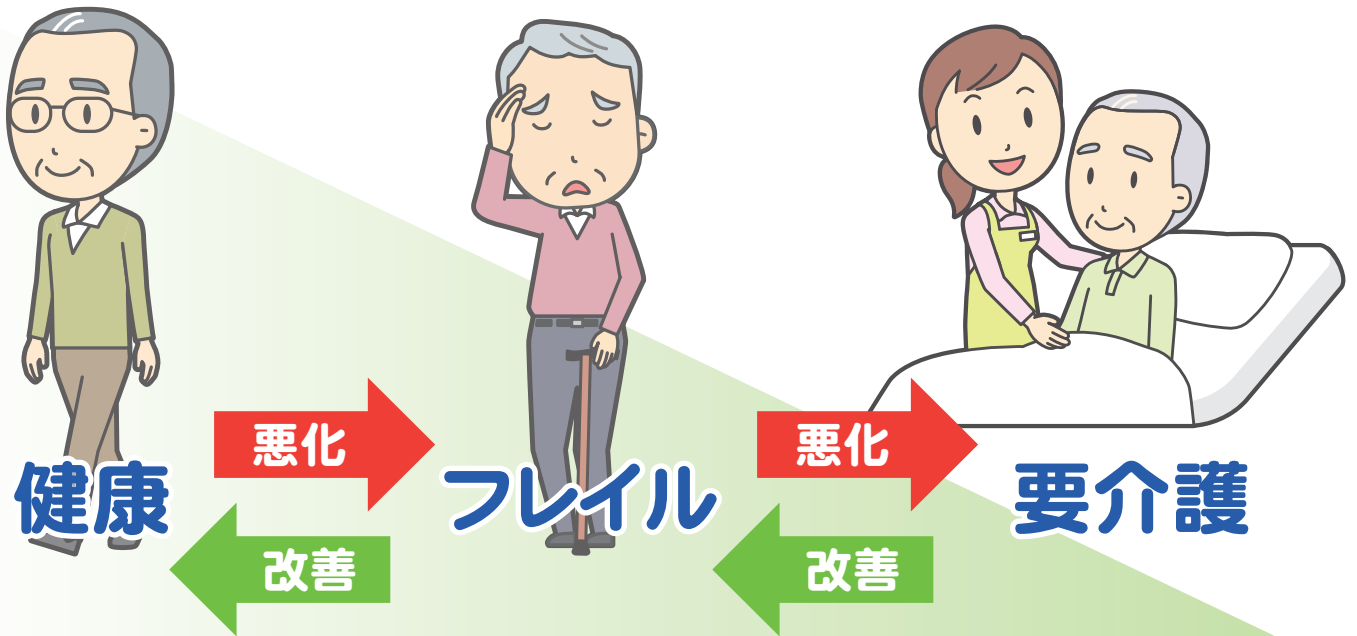


払い

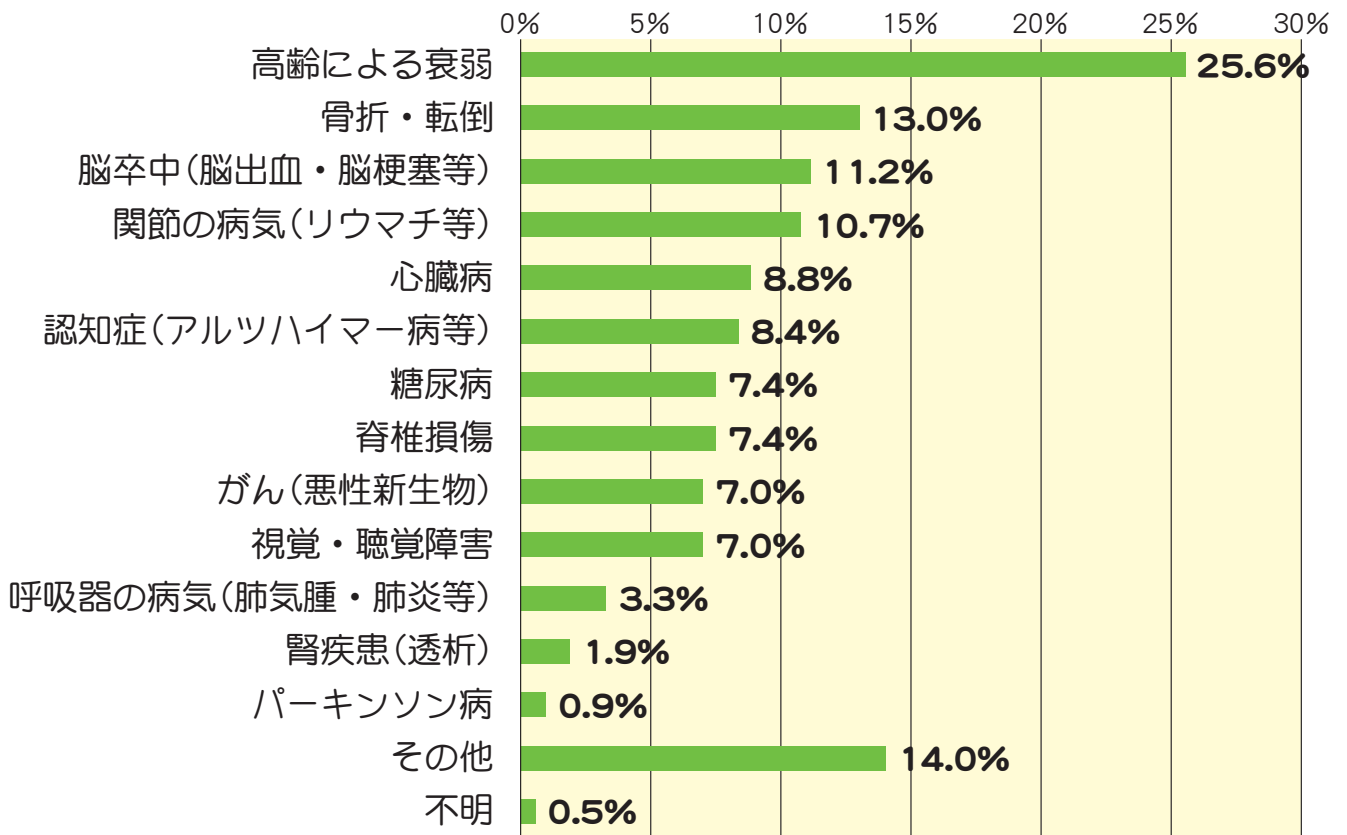
2-1

フレイル予防に取り組み、健康寿命を延ばしましょう

加齢により、心身機能が低下し、「介護」状態に移行する手前の段階である、「フレイル」を予防することで、要介護状態になることを遅らせることができます。



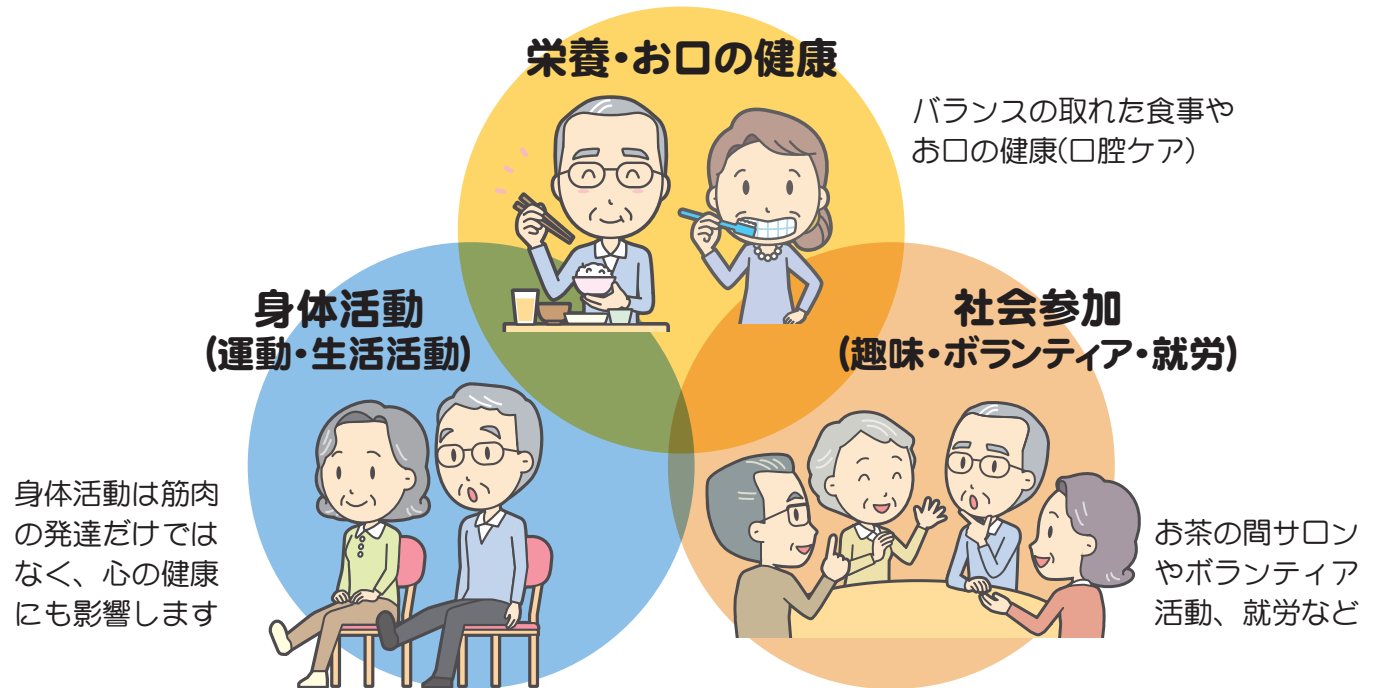
介護・介助が必要になった原因



出典：令和4年介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

2-2 フレイル予防の3つの柱

フレイル予防の3つの柱は、「栄養・お口の健康」「身体活動（運動・生活活動）」「社会参加（趣味・ボランティア・就労）」などです。



認知症の予防・介護・利用できるサービスについては「五泉市認知症あんしんガイド」をご参照ください。五泉市認知症あんしんガイドは、市役所や地域包括支援センターの窓口に備え付けてあるほか、市のホームページでもご覧いただけます。



▲QRコードから市のホームページへアクセスできます

2-3 フレイルドミノを倒さない！

ドミノ倒しにならないように！



〈公益財団法人長寿科学振興財団健康長寿ネット (<https://www.tyojyu.or.jp/net/>) より一部引用・改変〉

突然フレイル状態になるわけではありません。きっかけはさまざまですが、社会とのつながりが少なくなることが起因しています。

当市では要介護状態にならないよう、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、介護が必要になった場合においても、地域で自立した日常生活を送れるように支援することを目的として、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

(詳細は10ページ)

市役所（高齢福祉課）・村松支所（福祉係）
地域包括支援センターに相談します。

介護や支援が必要な場合

要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスを利用するためには「要介護・要支援認定」の申請が必要です。

申請書の提出

本人または家族等が申請します。
居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、在宅介護支援センターに依頼することもできます。

申請に必用なもの

- 要介護・要支援認定申請書（窓口にあります）
- 介護保険被保険者証（ピンク色の保険証）
- 健康保険被保険者証（65歳未満の場合のみ）
- マイナンバーカード
- 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

認定調査

認定調査員が本人にお会いし、心身の状態を聴き取り調査します。

主な調査項目

身体機能・起居動作	生活機能
精神・行動障害	認知機能
社会生活への適応	

主治医意見書

かかりつけの医師に、医学的な意見を求めます。

基本チェックリストを実施します

心身の状況を把握するための質問リストにより、どのようなサービスが必要かチェックします。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> お茶や汁物でむせることがありますか？ |
| <input type="checkbox"/> 週に1回以上は外出していますか？ |
| <input type="checkbox"/> 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか？ |
| <input type="checkbox"/> 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか？ |

介護予防に
取り組みたい
場合

要介護認定審査会

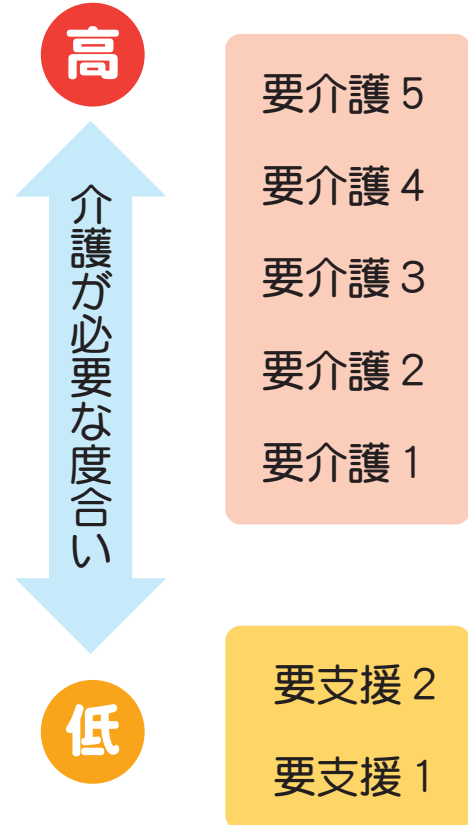
福祉、保健、医療の各分野の専門家で構成する認定審査会で、要介護度（介護を必要とする度合い）を判定します。



非該当

認定

認定された要介護度が記載された被保険者証が交付されます。



はじめて要介護認定を受けた際の認定有効期間は3カ月～12カ月です。

事業対象者

認定を受けずに利用できるサービスもあります

要介護1～5の人

介護保険施設
などに
入所したい

介護保険施設等に入所の申込を行います P15

施設の種類	入所を申し込める人
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3～要介護5の人
介護老人保健施設	要介護1～要介護5の人
認知症対応型共同生活介護事業所 (認知症グループホーム)	要支援2～要介護5で 認知症の診断を受けた人

在宅で介護
サービス
を受けたい

居宅介護支援事業所に連絡します P12

居宅介護支援事業所を選び、在宅サービスを利用するために必要なケアプランの作成をケアマネジャーに依頼します。

要支援1・2の人

地域包括支援センターに連絡します P20

介護予防サービスを利用したいことを伝え、
介護予防サービス または 介護予防・生活支援サービス事業の
ケアプランの作成を依頼します。

※要支援2の人で認知症の診断がある場合は
認知症対応型共同生活介護事業所（認知症
グループホーム）への入居を申し込むこと
もできます。→P13



事業対象者

認定なし

一般介護予防サービスに参加できます P11

入所・ケアプランの作成

施設入所が決まり次第、入所契約を締結します。
施設のケアマネジャーが施設でのケアプランを作成します。

施設サービスの利用

ケアプランに基づいて、施設サービスを利用します。

ケアプランの作成

ケアマネジャーが本人、家族、サービス事業所と検討を重ね、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。

在宅サービスの利用

サービス事業所と契約し、ケアプランに基づいたサービスを利用できます。

在宅サービスの利用限度額

要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

介護予防プランの作成

地域包括支援センター等の担当職員が介護予防のためのケアプランを作成します。

介護予防サービスの利用

ケアプランに基づいて介護予防サービスを利用できます。

在宅サービスの利用限度額

要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円



介護予防・生活支援サービスの利用

訪問型サービス
(指定相当訪問型サービス)

P 13

通所型サービス
(指定相当通所型サービス)
を利用できます。

P 14

通所型サービスC
(短期集中サービス)
を利用できます。

P 11

要介護状態にならないよう、また介護が必要になった場合においても、地域で自立した日常生活を送れるように支援することを目的として、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

介護予防・日常生活支援総合事業を利用できる人

すべての65歳以上の人

- 要支援 1・2の人
- 事業対象者（基本チェックリストを受けて生活機能の低下が見られた人）

一般介護予防事業

健康づくりや介護予防のためのさまざまな教室を利用できます。



介護予防・生活支援サービス事業

身体機能等の向上をめざして、自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに基づいたサービスを受けることができます。

通所型サービス

◆通所介護相当サービス※

◆通所型サービスC（短期集中サービス）

通所介護施設（デイサービスセンター）や各教室などで、日常生活でのさまざまな支援、生活機能を向上させるための機能訓練などのサービスを受けることができます。

訪問型サービス

◆訪問介護相当サービス※

ホームヘルパーが自宅を訪問して、日常生活に必要な生活介護や生活援助などのサービスを受けることができます。

※介護予防・生活支援サービス事業を利用して
いた人で、要介護 1～5 となった後も利用を
希望する人も対象です。

一般介護予防事業

フレイル予防のための事業を実施しています。ぜひご参加ください。

気持ちよくからだを動かしたい

教室名	内容
筋力向上教室	ダンベルを使ったトレーニングにより、日常生活に必要な筋力の維持向上を目指します。
リフレッシュ体操	簡単なトレーニングやレクゲームなどで楽しく体を動かして心身ともにリフレッシュします。
転倒予防ころばん塾	簡単なトレーニングを通じて、いつまでも健康に過ごせる体力づくりを行います。

●利用料：1回300円 / 1期あたり10回 / 事前申込が必要

交流する機会を増やしたい

教室名	内容	会場
いきいき悠遊塾	簡単な運動・ゲーム・脳トレ・作品作りなどを通じて、同世代の皆さんとの交流を楽しみます。	きなせや悠遊館
		いきいきシニアプラザむらまつ

●利用料：1日200円 / 教室は平日の9時～15時半まで開館しています。 / 申込不要

地域の皆さんと交流したい

お茶の間サロン

地域ごとに開催している高齢者の集まりです。茶話会、健康教室、レクリエーションなどに参加して近所の皆さんとの交流を楽しみましょう。

介護予防・生活支援サービス事業

通所型サービスC (短期集中サービス)

集中的に機能回復に取り組みたい方

教室名	内容
元気パワーアップ教室	運動機能の回復、栄養改善、口腔衛生についての専門的なスタッフによる集中的なトレーニングを受け、3カ月間での機能回復を目指します

●利用料：1期(12回) 3,600円

事前申込の後、ケアマネジャーがご自宅を訪問して介護予防プランを作成してからの利用になります。

居宅介護支援事業所

要介護 1～5 の人が在宅で介護サービスを受けるために、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、ケアプランの作成、サービス事業者との調整などを行います。

五泉中央サポートセンター	太田 1 1 3 5 - 1	4 1 - 1 2 3 1
ケアサポートセンターひまわり	南本町 3 丁目 9 4 9	4 1 - 0 3 0 3
ケアステーションこんぺいとう	宮町 4 - 1 0	4 7 - 3 2 6 1
在宅介護支援センターうずらはし	橋田丙 4 9 7 - 2	4 8 - 5 5 8 8
五泉はじめ居宅支援室	馬下 1 3 8 1	4 7 - 1 0 6 6
五泉社協ふれあいステーション	愛宕甲 7 2 1 1 - 1	5 8 - 1 1 1 2
こころつくし介護支援センター	村松甲 5 5 5 1 - 1	4 1 - 5 2 2 2
ケアプラン山王苑	村松 2 0 3 - 1	4 1 - 5 2 3 2
愛宕の里在宅介護支援センター	村松 1 4 0 9 - 1	5 8 - 6 9 7 6
愛松園	番坂新 1 7 4 - 2	5 8 - 5 4 4 7
居宅介護支援事業所縁	村松甲 2 1 9 7 - 1	4 7 - 7 8 2 6
ツクイ五泉赤海	赤海 2 丁目 6 - 1 4	4 3 - 8 8 0 0
ケアプランどりーむ	駅前 1 丁目 9 - 8	4 7 - 8 1 7 1
在宅介護支援センター菅名の里	馬下 1 8 1 4 - 1 9	4 7 - 4 7 1 9
居宅介護支援事業所桜	笹野町甲 2 0 9 0 - 1	5 8 - 4 7 4 4

ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用に当たり次のような役割を担っています。

- 必要な介護サービスを利用するためのケアプランを作成します
- サービス事業者との連絡や調整をします
- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスをします
- 施設入所を希望する場合に適切な施設を紹介します

要介護1～5、要支援1～2と認定された人や事業対象者は、要介護度に応じて介護サービスを利用できます。必要なときに必要なサービスを利用しましょう

「利用料のめやす」について

利用者負担割合が1割の場合の、おおよその基本料金を表示しています。

利用料は利用する人の要介護度や受けたサービスの種類等に応じて異なります。また、利用料の他に食費、居住費などの経費がかかるサービスもあります。

詳しい料金については各事業所にお問い合わせください。

- 介護保険サービス事業所の一覧は市役所や地域包括支援センターの窓口にも備え付けてあるほか、市のホームページでもご覧いただけます。

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用するサービスです。

自宅に訪問してもらい受けるサービス

訪問介護／訪問型サービス(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護(入浴、排せつ、食事など)や、生活援助(調理、洗濯、掃除など)のサービスを受けることができます。

※生活援助は原則として一人暮らしの高齢者や、同居家族が病気等のため家事を行うことが出来ない場合に限られます。

利用料のめやす (1割負担の場合)

- 要介護1～5の人
身体介助(30分～1時間) 1回500円程度
生活援助(20分～45分) 1回300円程度
- 要支援1・2の人・事業対象者
週1回程度利用の場合 月額1,200円程度

訪問看護／介護予防訪問看護

かかりつけの医師の指示により、看護師や理学療法士などが自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を受けることができます。

利用料のめやす (1割負担の場合)

- | | |
|-------------|------------|
| 20分～30分の利用で | 1回 600円程度 |
| 30分～1時間の利用で | 1回1,300円程度 |

訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

かかりつけの医師の指示により、理学療法士などが自宅を訪問し、リハビリを受けることができます。

居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

保険医療機関や保険薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な利用者の自宅を訪問し、療養上の管理指導を行います。

訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

看護師と介護職員が、入浴が困難な人の自宅を訪問して、簡易浴槽などで入浴の介助を行います。

施設に通って利用するサービス

通所介護／通所型サービス(デイサービス)

地域密着型サービス

一部の事業所

通所介護施設(デイサービスセンターなど)で食事、入浴、機能訓練などのサービスを日帰りで受けることができます。

利用料のめやす(1割負担の場合)

- 要介護1～5の人
7～8時間の利用で 1回700円～1,300円程度
 - 要支援1の人・事業対象者 月額1,900円程度
 - 要支援2の人 月額3,800円程度
- ※別途食費等が必要です。

認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

地域密着型サービス

認知症の高齢者が通所介護施設(デイサービスセンターなど)で食事、入浴、認知症の症状の進行の緩和のための機能訓練などのサービスを日帰りで受けることができます。

利用料のめやす(1割負担の場合)

- 7時間～8時間の利用で
1回1,000円～1,600円程度
- ※別途食費等が必要です。

通所リハビリテーション／ 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

かかりつけの医師の指示により、理学療法士などによるリハビリなどのサービスを日帰りで受けることができます。

利用料のめやす(1割負担の場合)

- 要介護1～5の人
7～8時間の利用で 1回800円～1,400円程度
 - 要支援1の人 月額2,100円程度
 - 要支援2の人 月額4,100円程度
- ※別途食費等が必要です。

短期間、施設に入所するサービス

短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間だけ入所して、日常生活の支援や、機能訓練などを受けることができます。

利用料のめやす(1割負担の場合)

- 1日につき800円～1,200円程度
- ※別途、食費・居住費等が必要です。

短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

老人保健施設などに短期間だけ入所して、医学的管理下での介護やリハビリ、その他必要な医療サービス等を受けることができます。(要介護1～5のみ)
※市外の施設も利用できます。

地域密着型サービスについて

高齢者が住み慣れた地域での生活を続けるための地域の特性に応じたサービスです。市内在住の人だけが利用することができます。
五泉市にも地域密着型サービスを提供する事業所があります。詳しくは市役所や地域包括支援センターへお問い合わせください。

通い・訪問・泊まりを同じ施設で組み合わせて利用するサービス

小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービス

通いのサービスを中心として、自宅への訪問サービスや、施設での泊まりのサービスをすべて同じ事業所から受けることができます。介護支援専門員（ケアマネジャー）も同じ事業所の職員が担当します。

利用料のめやす（1割負担の場合） 基本額が定額のサービスです

要支援 1	月額 4,000円程度
要支援 2	月額 8,000円程度
要介護 1	月額12,000円程度
要介護 2	月額17,000円程度

要介護 3	月額24,000円程度
要介護 4	月額27,000円程度
要介護 5	月額29,000円程度

※別途食費・居住費等が必要です。

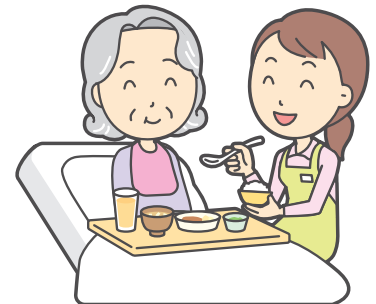
施設・住居系のサービス

施設や専用住宅に入所して、サービスを受けます。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

地域密着型サービス 一部の事業所

寝たきりなど常に介護が必要で、在宅生活が困難な人が入所して介護を受けます。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。原則として要介護3～要介護5の人が利用できます。



介護老人保健施設

医学的な管理の下で、介護やりハビリを受ける施設です。3カ月をめどに在宅復帰を目指します。要介護1～要介護5の人が利用できます。

介護医療院

長期療養を必要とする人が入所して、医療と日常生活の介護を一体的に受けることができます。

認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

地域密着型サービス

認知症の人が共同で生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活支援や機能訓練などのサービスを受けることができます。

要支援2及び要介護1～要介護5で認知症の診断を受けた場合に利用できます。

生活する環境を整えるサービス

福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

介護支援専門員の作成したケアプランに基づき、自立した生活に必要な福祉用具を借りることができます。実際にかかった費用の1～3割を月ごとに自己負担します。

	要支援 1・2 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
手すり・スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖	○	○	○
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト	×	○	○
自動排せつ処理装置	△（尿のみを吸引するものは可）		○

一部の品目における貸与と販売の選択制について

固定用スロープ、歩行器（歩行車除く）、単点杖（松葉杖除く）、多点杖について、ケアマネジャー等からの提案により、貸与と購入を選択できるようになりました。（令和6年4月から）

特定福祉用具購入／介護予防特定福祉用具購入

できるだけ自立した生活を送るために、県から指定を受けた販売店から福祉用具を購入した際に、購入費用の7～9割が支給されます。（対象となる購入費用の上限は1年に10万円です。）

対象品目

- 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 簡易浴槽
- 移動用リフトの吊り具の部分
- 入浴補助用具（入浴用いす、入浴用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト 等）

住宅改修／介護予防住宅改修

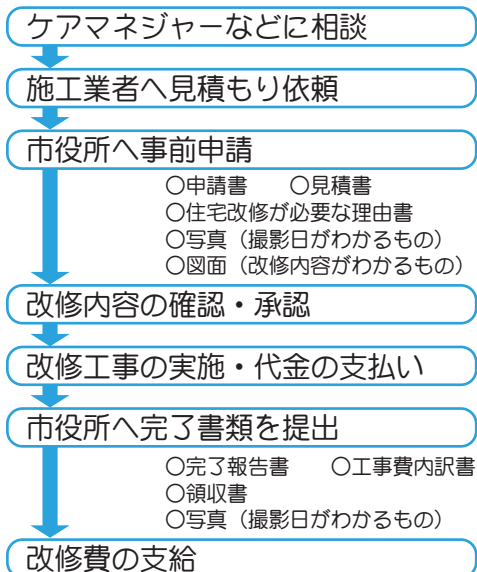
事前申請が必要です

できるだけ自立した生活を送るために、生活環境を整えるための住宅改修に対し、対象となる費用の7～9割が支給されます。（対象となる費用の上限は20万円です。）
（費用が20万円かかったとき、自己負担1割の場合は2万円が自己負担となります。）

対象となる改修

- 手すりの取り付け
 - 段差の解消
 - 滑り防止および移動の円滑化などのための床材の変更
 - 引き戸などへの扉の取り替え・新設・扉の撤去
 - 洋式便座などへの便器の取り替え
 - 通路などの傾斜の解消
 - 転倒防止柵の設置（スロープ設置の際）
 - その他、各工事に付帯して必要な工事
-

手続きの流れ



- ◆ 同一住宅につき1人あたり20万円が費用の限度で、原則1回限り利用できます。
- ◆ 20万円以内であれば複数回に分けて使うことも可能です。
- ◆ 改修費は、受領委任払い（施工業者に支給）の場合と、償還払い（いったん全額を施工業者に支払い、後日改修費が支給される）場合があります。
- ◆ 本人や家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は支給対象外です。

7-1

高齢者見守りサービス

介護保険外のサービス

お問い合わせ先 高齢福祉課いきいき福祉係 43-3911

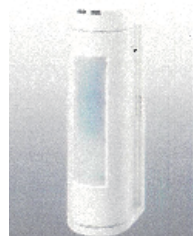
緊急通報装置貸与事業

在宅の一人暮らしの高齢者や重度身体障がい者の緊急異常時に迅速に対応するために、通報装置を貸与します。

- ◆設置費用は市が負担します。
- ◆基本料は市が負担しますが、電話回線使用料は自己負担です。



ペンダント型発信機



空間センサー

熱中症対策等で一定時間動きがない場合に緊急信号が発信されます。

食の自立支援事業(弁当配達サービス)

一人暮らしの高齢者等に栄養バランスのとれた弁当を週2回配達します。調理することや買い物などが困難な場合に利用することができます。

見守りを兼ねているため、直接本人にお渡します。

利用料

1食あたり300円

高齢者生活安全訪問事業

地域の交流が少ない一人暮らし高齢者のお宅を月2回程度訪問し、安否の確認や生活上の相談などを行います。

7-2

在宅生活を支えるサービス

介護保険外のサービス

お問い合わせ先 高齢福祉課いきいき福祉係 43-3911

軽度生活援助事業

一人暮らしの高齢者等の方が、安心して在宅で暮らせるように、買い物や外出時の付き添い、家屋内の整理など簡易な作業をシルバー人材センターに依頼した際に、費用の一部を支援します。

高齢者・障がい者等世帯雪おろし援助事業

一人暮らしや高齢者のみの世帯等で自力では雪おろしができない世帯を支援するために、業者に雪下ろしを依頼して行った場合に補助します。

- ◆1世帯1回あたり20,000円を上限とします。(20,000円未満の場合は実額です)
- ◆補助回数は1回までです。
- ◆長期間不在の家や車庫、倉庫、農舎等の非住居は対象外です。

介護保険外の高齢者向け住宅

民間企業等が運営する高齢者を対象とした住宅です。施設により受けられるサービスや入居のための要件等が異なります。詳細はQRコードでご確認ください。



新潟県内(新潟市以外)の事業所



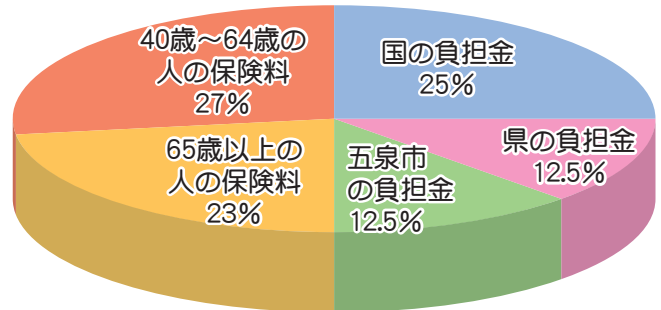
新潟市の事業所の事業所

8 介護保険料

みなさんが納める介護保険料は介護保険の大切な財源です。

40歳以上のみなさんが納めている保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源になっています。安心してサービスを利用できるように、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険制度の財源



65歳以上の人の保険料

※3年ごとに見直しを行います。

所得段階	対象者		保険料率	年額 (平均月額)
第1段階	本人が市民税非課税の場合	○生活保護を受けている人 ○本人が老齢福祉年金を受けている人 ○本人の課税年金収入とその他の合計所得の合計が80.9万円以下の人	基準額の28.5%	21,204円 (1,767円)
第2段階		本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が年額80.9万円を超え120万円以下の人	基準額の48.5%	36,084円 (3,007円)
第3段階		本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額の68.5%	50,964円 (4,247円)
第4段階	同じ世帯に市民税の課税者がある場合	本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	基準額の90%	66,960円 (5,580円)
第5段階		第4段階以外の人	基準額	74,400円 (6,200円)
第6段階	本人に市民税が課税されていて、本人の合計所得金額が右表の場合	120万円未満の人	基準額の120%	89,280円 (7,440円)
第7段階		120万円以上210万円未満の人	基準額の130%	96,720円 (8,060円)
第8段階		210万円以上320万円未満の人	基準額の150%	111,600円 (9,300円)
第9段階		320万円以上420万円未満の人	基準額の170%	126,480円 (10,540円)
第10段階		420万円以上520万円未満の人	基準額の180%	133,920円 (11,160円)
第11段階		520万円以上620万円未満の人	基準額の190%	141,360円 (11,780円)
第12段階		620万円以上720万円未満の人	基準額の200%	148,800円 (12,400円)
第13段階	720万円以上の人	基準額の210%	156,240円 (13,020円)	

年金からの天引きによる納付 (特別徴収)

年金が年額18万円以上の人

- 年金の支給の際に、あらかじめ介護保険料が天引きされます。
- 所得が決まるまでの4, 6, 8月は暫定保険料として前年度の2月と同程度の保険料を納めます。
- 年金が年額18万円以上であっても、65歳になられた場合の時など、一時的に納付書で納める場合があります。

納付書等による納付 (普通徴収)

年金が年額18万円未満の人

- 市が郵送する納付書で納めます。
- 口座振替がご利用できます。
(申し込みが必要です。)
- 所得が決まるまでの4～6月は暫定保険料として前年度の保険料年額の12分の1の額を各月に納めます。

介護保険料を納めないでいると…

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると	サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、後で保険給付分が支払われます。
1年6カ月以上滞納すると	サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請しても保険給付が差し止められ、滞納した介護保険料に充てられます。
2年以上滞納すると	サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられます。 1・2割負担の人 → 3割負担へ引き上げ 3割負担の人 → 4割負担へ引き上げ 利用者負担軽減の措置も受けることができなくなります。

介護保険料の減免

次の要件にすべて該当すると認められた場合は、申請日以降の保険料が減免の対象となります。

- 世帯全員が市民税非課税であること。
- 世帯全員の所得がないこと。
- 世帯の年間収入が1人世帯で80万円、1人増えるごとに40万円を加算した額以下であること。
- 市民税が課税されている人と生計を共にしていないこと。
- 市民税が課税されている人に扶養されていないこと。
- 活用できる資産がないこと。

40歳～64歳の人の保険料

40～64歳の人の介護保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括して納めます。

地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（ケアマネジャー）が配置されています。高齢者の介護や福祉に関する総合的な相談窓口として、皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、互いに連携を取りながらチームとして支援を行います。

お困りのことがありましたら、お住いの地域の地域包括支援センターまでご相談ください。

4つの役割

「こんな時どうすれば…」

様々な相談をお受けします

介護保険のサービスに関することや申請のお手伝い、認知症や介護方法に関することなど、悩みや不安をお聞きます。

不安

悩み

「サービスを利用したい」

自立生活を応援します

要支援1・2の認定を受けた方のサービスを調整したり、介護予防プラン（計画）を作成したりします。自立した生活ができるよう応援します。

「一人暮らしが不安で…」

安心して暮らせる五泉市を目指します

住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域に必要な社会資源は何なのか、様々な関係機関と話し合っつけていきます。

お気軽に
ご相談
ください

気になる
こと

「騙されているかもしれない」

高齢者の権利を守ります

成年後見制度の紹介や高齢者虐待への対応、訪問販売などによる消費者被害についての対応などを行ないます。

★五泉地域と村松地域にそれぞれ1か所ずつ地域包括支援センターが設置されています。

五泉地域包括支援センター

南本町1丁目6番24号 ☎41-1710



村松地域包括支援センター

村松乙130番地1(村松支所内) ☎58-8811

